

農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

農業基盤整備促進事業により利益を受ける関係市に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合(%)
うるま市	うるま	3,000,000	300,000	10.00
糸満市	潮平	25,000,000	2,500,000	10.00
南城市	浜崎	8,200,000	820,000	10.00
合計		36,200,000	3,620,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

農業基盤整備促進事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。